

平成30年2月14日

各 位

会 社 名 シークス株式会社
代表者名 代表取締役社長 桔梗 芳人
(コード番号 7613 : 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員企画部長 吉田 明生
(TEL 06-6266-6418)

株式分割および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割の実施および定款の一部変更を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割を行うことで当社株式の流動性を高め、一单元当たりの投資金額を引き下げることにより幅広い投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成30年3月31日(土)(実質3月30日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	25,200,000株
今回の分割により増加する株式数	25,200,000株
株式分割後の当社発行済株式総数	50,400,000株
株式分割後の発行可能株式総数	160,000,000株

※ 上記は、平成30年2月14日現在の発行済株式総数に基づいて記載しているものであり、本取締役会決議の日から基準日までの間に新株予約権の行使等により増加する可能性があります。

なお、今回の株式分割による資本金の変更はありません。

(3) 日程

基準日公告日	平成30年3月12日(月)
基準日	平成30年3月31日(土)
効力発生日	平成30年4月1日(日)

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年4月1日付けをもって当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

下線部分に変更箇所

現行	変更後
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>80,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>160,000,000株</u> とする。

(3) 定款変更の効力発生日

平成30年4月1日(日)

4. 無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

(1) 転換価額調整の内容

130%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行要項の定めに従い、調整されます権利行使価額は次のとおりであります。

新株予約権の名称	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額 (注)
130%コールオプション条項付 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)	4,020.7円	2,010.3円

(注)平成29年6月6日発行のストックオプション(新株予約権)による権利行使価額の調整額は1円未満であったため、当該時点において権利行使価額の調整は行いませんでしたが、今般の権利行使価額の調整においては、その1円未満の差額を差引いた額を使用して算出しております。

(2) 適用日

平成30年4月1日(日)

5. 株主優待制度の実質拡充

当社の株主優待制度は、毎年12月末日現在の当社株主名簿に記載された株主様に対して下記のとおり保有株式数に応じた株主優待制度を導入しております。

今回の株式分割後も、株主優待制度(長期優待制度含む)の対象となる条件や内容に変更はありません。株式分割後の1単元所有の株主様も優待の対象となりますので、実質的な制度拡充となります。

*ご参考

対 象	贈 呈 内 容 (年一回)
1単元(100株)以上5単元(500株)未満を保有の株主様お一人あたり	カード会社発行のギフトカード 1,000円分を贈呈

5单元以上 10 单元 (1,000 株) 未満を保有の株主様お一人あたり	カード会社発行のギフトカード 2,000 円分を贈呈
10 单元以上を保有の株主様お一人あたり	カード会社発行のギフトカード 3,000 円分を贈呈
<p><長期保有株主優待> 1 单元 (100 株) 以上の当社株式を 1 年以上連続保有の株主様 (但し、当社役員、社員は除く)</p>	<p>当社のビジネスモデルに対する理解を深めていただくことを主眼に、当社海外工場の視察を含む旅行に、抽選で 10 名の株主を招待 (毎年 1 回)</p>

以上